

船橋市介護相談員選考に係る保有個人情報の本人に対する提供に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定に基づき、船橋市介護相談員選考（以下「選考」という。）に係る保有個人情報の本人に対する提供（以下「本人情報提供」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本人情報提供できる選考)

第2条 本人情報提供をすることができる選考は次のとおりとする。

(1) 船橋市介護相談員選考

2 本人情報提供の対象となる者、提供できる内容、提供の場所及び期間は、別表に定めるとおりとする。

(本人情報提供の方法)

第3条 本人情報提供は、当該請求者にかかる個人情報以外の個人情報を紙等で覆い、当該請求者にかかる個人情報の部分のみの閲覧とする。

(本人確認の方法)

第4条 本人情報提供に係る本人確認は、当該試験等の面接票または結果通知及び運転免許証等、本人の氏名及び住所の確認が確実にできる書類により行うものとする。

2 本人情報提供をすることができる者は、本人のみとし、代理人による本人情報提供は認めない。

(受験者への周知)

第5条 本人情報提供に関する応募者への周知については、選考等の募集案内または結果通知等により行うものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この基準は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表

本人情報提供対象者	提供内容	提供場所	期間
選考の不合格者	総合得点及び総合順位。ただし、一定の評価に達しないものを不合格とする事となっている科目については、その評価。	選考実施担当課	各選考結果通知発送日から1か月間

	<p>また、請求者が不合格となった選考以外の結果について本人情報提供の請求をした場合は、その結果。</p>		
--	---	--	--